

## Q&amp;A

## ■事業の内容について

Q1	この事業の趣旨はなんですか。
A1	事業活動を再開するにあたり、お客様と従業員の皆様の安全を守るために感染拡大防止の取組を徹底していただく必要があります。各業界団体で作成されたガイドラインのうち、「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を要約しチェックリストにまとめました。これを基に各施設の取組状況を県HPにて公表するとともに、取組宣言書とステッカーを配布し見える化するものです。
Q2	ガイドラインとはなんですか。
A2	国の要請により各業界団体で感染症拡大防止のためのガイドラインを作成しています。テーマパーク等の施設に関しては、「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守して事業活動を行っていただくようお願いしています。

## ■入力方法について

Q3	Web 登録はどこからするのですか。
A3	6月20日（土）以降、県公式HP「とちぎ旅ネット」から登録が可能です。
Q4	インターネット環境がないのですが、どのように回答したらいいですか。
A4	Web での回答が不可能な場合は手書きで記入いただいたものをFAXでお送りください。
Q5	「1-2 窓口販売等の人と人が対面する場所はアクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽」の項目の「窓口販売等の人と人が対面する場所」とはどのような場所を指しているのですか。
A5	チケット売場や売店等の窓口での対応を想定しております。それぞれの施設様態を鑑み、可能な範囲で感染症対策に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。
Q6	当施設にはアトラクション等がないのですが、「1-4 数人で乗るアトラクション等の人数制限」の項目はどのように入力したらいいですか。
A6	設備環境等の理由で当てはまらない項目には、「当てはまらない」を選択してください。

■取組宣言書・ステッカーについて

Q7 すべての項目を実施しないと取組宣言書とステッカーはもらえないのですか。

A7 すべての項目を実施しなくても、チェックリストに取組内容を入力しご提出いただいた施設には取組宣言書とステッカーを配布します。ですが、感染症拡大防止の観点から、より多くの取組を実施いただきたいと考えております。

Q8 取組宣言書とステッカーは施設に掲示しないといけないのですか。

A8 各施設の取組内容をお客様に示し、安心してご利用いただくための取組宣言書ですので、ぜひ積極的に掲示をお願いいたします。

Q9 提出期限はありますか。

A9 提出期限はありませんが、ご提出いただいた順に県 HP へ掲載を行います。

■その他

Q11 回答した内容は公表されるのですか。

A11 はい。県 HP にて公表予定です。